

認知症サポーター養成講座を開催しませんか



▲キャラバン・メイト（前列3人）と銚子信用金庫の皆さん

サポーター養成講座では「認知症ってどんな病気?」「認知症の人に対してどう接すればよいの?」といった認知症に対する基礎知識が学べます。

養成講座を受講すると、認知症を理解した応援者「認知症サポーター」になります。

友人同士や地域の集いはもちろん、会社や学校などでの講座の開催をお待ちしています。

■時間 60分または90分

■内容 認知症の基礎知識や接し方、予防の方法など

■場所 市内であればどこでも

■費用 無料

■申込 講座の受講は団体（3人以上）で申し込みください。「キャラバン・メイト」の講師を派遣します。

■その他 受講者には認知症サポーターの証として「オレンジリング」を、店舗などへはステッカーをお渡しします。

問い合わせ

佐原地域包括支援センター

☎(50)1231

小見川地域包括支援センター

☎(82)0718

8月は道路ふれあい月間

「いつだって 道と いっしょにある暮らし」

市では、東日本大震災により市内の道路に多くの被害を受けたため、国や県へも協力を要請し、全力で復興に向け取り組んでいますが、いましばらく時間がかかることから、通行には十分ご注意ください。

標語のように、道路は普段の生活に欠くことのできない施設ですが、あまりにも身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちです。

皆さんの共有財産である道路を気持ちよく通れるよう、みんなで美しく安全に保ち、次世代に受け継いでいきましょう。

8月の「道路ふれあい月間」を機会に、道路についても一度考えてみませんか。

問い合わせ

道路河川管理課 ☎(50)1215

被災住宅の再建資金借り入れの返済利子を助成しています



◇住宅再建資金について、平成23年3月11日以降に100万円以上の金銭消費貸借契約を金融機関などと締結し、平成26年3月31日までに融資の実行を受けた人

◇利子補給を受けようとする融資で、同様の利子補給を他から受けていない人または他から受けようとしていない人

◇市税などの滞納がない人

◇助成期間 借入日から5年以内

◇助成対象借入限度額 500万円以内

◇助成率 年2%（融資金利が年2%未満の場合はその金利）

■申請期限

◇借入資金に係る第1回目の返済予定日が平成25年中の場合：12月27日(金)まで

※申請期間が経過した場合でも、平成26年3月31日(月)までの申請は利子補給の一部を受給することができますので、問い合わせください

◇借入資金に係る第1回目の返済予定日が平成26年1月1日から3月31日の期間内の場合：平成26年3月31日(月)まで

※被災者住宅再建資金利子補給事業は、現段階で平成26年3月31日をもって終了する予定です

■提出書類

◇利子補給金適用申請書

◇金融機関などとの間の金銭消費貸借契約書の写し

◇金融機関などが作成した償還予定表などの書類の写し

◇借入金の使途が確認できる書類（工事請負契約書など）

◇被災した住宅の登記事項証明書または評価額証明書など

（所有者および構造などわかる書類）

◇住民票の写し

◇申請者と被災した住宅の所有者および居住者の親族関係がわかる書類（戸籍簿本など）

◇り災証明書の写し

■その他 利子補給金は、毎年2月に交付します。毎年1月末日までに、前年1月から12月までの1年間に金融機関に支払った借入金の利子の総額を金融機関などから報告をしていただくか、または適用決定者から支払利子額証明書などの書類を添付した利子補給金交付申請書を提出していただきます。申請書類の内容を確認し、利子補給金の交付額を確定します。

申し込み・問い合わせ

都市整備課 ☎(50)1214

市では、東日本大震災により、自ら居住していた住宅に被害を受けた被災者、またはその親族が「被災した住宅の補修」または「市内で新たな住宅の建設・購入」のために100万円以上の資金を金融機関から借り入れた場合、返済利子を助成します。

◇市内に住宅の再建などをす

あなたのまちの人権擁護委員

人権擁護委員として、法務大臣から新たに、遠藤峰雄氏、青柳京子氏が委嘱されました。

人権擁護委員は、差別や不当な扱いなど、人権上の相談や、啓発活動を行っています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。市役所では毎月、各支所では奇数月に相談所を開設するほか、電話での相談にも応じています。

問い合わせ

市民活動推進課 ☎(54)1138



遠藤峰雄氏（貝塚）☎(83)8767



青柳京子氏（田部）☎(78)2237